

診券送付時に一覧表を同封) ※
受診券を紛失した場合は被保険者証を持参し、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所で再交付申請を ⑤500円 ⑥健康診査受診券、質問票、後期高齢者医療被保険者証

国民健康保険料は
便利な口座振替で

国民健康保険料は 便利な口座振替で

保険料の納付は、便利で確実に納められる口座振替がお勧めです。

- ① 保険証が保険料納入通知書
- ② 預貯金通帳
- ③ 通帳印を持参し、市内に本・支店がある金融機関か郵便局で手続きを。

④ 保険年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課

非自発的失業者の保険料軽減 措置等について

リストラなどで職を失った非自発的失業者が国民健康保険に加入する場合、在職中と同程度の保険料負担となるよう保険料が軽減される場合があります。対象者は申し出を。

⑤ 65歳未満の雇用保険の特定受給資格者倒産、解雇などの事業主都合により離職した者か特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方) ⑥ 対象者の前年給与所得を100分の30として保険料を算

定。高額療養費等の所得区分判定でも、給与所得同様の取り扱い
⑦ 最新の雇用保険受給資格者証、印鑑 ⑧ 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
⑨ 保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

付加保険料を納付しませんか

老後により多くの年金を受けた方は、毎月の保険料の他に、付加保険料(400円)を上乗せして納付できます。

付加年金の年金額は「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、40年間付加保険料を納付した方には9万6000円(200円×48月)が上乗せされた年金額が支給されます。
⑩ ▼第1号被保険者(自営業者、学生など) ▼65歳までの任意加入被保険者 ※国民年金基金の加入員は付加保険料の納付不可
⑪ 下関年金事務所(☎238-0071)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

60歳以上65歳未満の方も 国民年金基金に加入できます

国民年金基金は、国民年金に上積みする公的な年金制度です。対象は国民年金加入者の1号被保険者(自営業者・学生など)でしたが、平成25年4月から新たに国民年金に任意加入されている60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入

できるようになりました。
⑫ 保険年金課(☎231-1931)、国民年金基金フリーダイヤル(☎0120-654192)

交通事故のときは必ず 国民健康保険等に届け出を

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入中、交通事故など第三者から被害を受け、国民健康保険や後期高齢者医療制度を使って治療を受けた場合、第三者行為による被害届が必要です。

⑬ 保険年金課、各総合支所へ。
⑭ 保険年金課 ▼給付係(☎231-1668) ▼後期高齢者医療係(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

介護保険負担限度額認定の 申請はお済みですか？

市民税非課税世帯の方が施設サービスやショートステイを利用して

いる場合、申請により利用者負担が軽減されます。

⑮ 更新が必要なもの ① 介護保険負担限度額認定証 ② 社会福祉法人等利用者負担軽減認定証 ▼ 介護保険被保険者証、②は印鑑、収入、預貯金などが確認できるもの ⑯ 介護保険課、各総合支所市民生活課、各支所へ。
⑰ 介護保険課(☎231-1139)

入院時の食事代減額認定証・ 限度額適用認定証の交付申請を

8月は、入院時の食事代減額認定証と限度額適用認定証の更新月です。8月以降も認定証が必要な方で、平成25年度の更新が済んでいない方は、手続きが必要で



⑱ 国民健康保険証、印鑑 ⑲ 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
⑳ 保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課
更新しました
後期高齢者医療の被保険者証を



これまで使用していた後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日(水)です。8月1日(木)からは、新しい被保険者証でなければ病院などで受診することができません。まだ新しい被保険者証を受け取っていない方は、問い合わせを。※保険料の納付の相談など更新手続きが必要な場合あり
㉑ 保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

8月の総合(心配ごと)相談

⑲ 下表の通り

- ▷ 社会福祉協議会 = 午前10時～午後3時
- ▷ 社協各支所 = 午前10時～正午

㉒ ① 社会福祉協議会(☎232-2003)

- ② 社協菊川支所(☎287-4480)
- ③ 社協豊田支所(☎766-3356)
- ④ 社協豊浦支所(☎774-1122)
- ⑤ 社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
1	彦島公民館/民・㉓	①
7	社会福祉センター/民・㉓・㉔	
8	長府公民館/民・㉓・㉔ 川中公民館分館/民・㉓・㉔	
21	社会福祉センター/民・㉓・㉔・㉕	
22	安岡公民館/民・㉓ 小月公民館/民・㉓ 勝山公民館/民・㉓・㉔	
12	きくがわ総合相談センター/㉓・㉔・㉕・㉖	②
23	社協豊田支所/㉓・㉔	③
10	社協豊浦支所/㉓	④
20	豊浦総合支所/㉓・㉔	⑤
20	豊北保健福祉センター/㉓・㉔	

民…民生児童委員 ㉓…人権擁護委員
 ㉔…行政相談委員 ※法務局職員も来所
 ㉕…司法書士 ㉖…社会保険労務士
 ㉗…臨床心理士